

月報

36号

発行所

青丘文庫

編集・発行★韓 哲 竜

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾンド青丘ビル2階

TEL (078) 734-5989

気になるマスコミ報道

堀内 稔

六月の「在日」の研究発表のため、何度か神戸中央図書館に通った。一九三〇年代の『神戸新聞』のマイクロフィルムを見るためである。テーマは、兵庫県における在日朝鮮人労働運動。一昨年末に同じテーマで一九二〇年代までをしたので、その続きであった。

マイクロフィルムを見るには時間がかかる。午前一〇時頃から始めて、五時までみっちり見て三、四カ月分しか見れない。前回の二〇年代までの報告では、ずぼらをして関係のある時期だけを調べた。労働運動史では欠かせない資料である『社会運動通信』で、どんな運動があったのかをあらかじめ調べ、その付近の新聞だけを見たのである。こんどは、それでも全部見るにはとうてい間に合わないと諦め、一年くらいでもいいからという気持ちでじっくり日を追って見ることにした。

三〇年代にもなると、さすがに在日朝鮮人の数も増え、いろいろな記事が出て来る。犯罪、喧嘩、事故、その他生活に絡まる各種記事の中から、労

働運動に関する記事を探し出すわけだ。

記事を見ていて気になるのは、何か犯罪が起こると「犯人は鮮人風」とか「犯人は鮮人と推定」といった見出しが、やたら目につくことである。記事の内容を読んでも、朝鮮人を犯人と推定した根拠はきわめて曖昧な場合が多い。また何が「鮮人風」なのか。これらは、警察発表そのままの受け売りであろう。

警察発表の受け売りであれ、まさに予断と偏見に満ちた記事と言わなければならない。マスコミが今日の日本人の朝鮮人観をつくりあげる一端を担ったことは否定できない事実であろう。

ひるがえって、今日のマスコミはどうか？

最近の報道ぶりを見ると、決して昔に劣らないような気がする。先日、戸籍を不正使用して海外旅行した韓国の密航者を、あたかも北の工作員であるかのような扱いをしていた記事があった。内容を読むと警察が単にそう推定しただけに過ぎないものであった。

読者に対する迎合なのか、不確実な警察発表を疑いもせず、さらにオヒレ、ハヒレをつけて報道するマスコミの姿勢はどんなものであろうか。

在日朝鮮人運動史研究会(101回)例会報告

一九八八年五月八日(日)

尼崎市における

民族教育の一断面

・分校問題を中心に

梁 泰 昊

尼崎市における民族教育(民族学校)は、解放直後から帰国のための準備作業としての国語講習会にはじまり、初等学校として発展し、一九五〇年から六一年にいたる分校時代、そして六一年以後の自主校という道のりをたどってきた。一九二〇年から尼崎の道路工事、築港工事、河川改修、電鉄建設に労働力として移入され、また市南部の製鉄等重工業企業に多く強制連行された在日朝鮮人は、市内各所に集団的な生活の場を形づくり、それがまた戦後十二ヶ所もの地区に国語講習会が開かれる土壌ともなった。一九四六年からは朝鮮人連盟の学校として編成された(たとえば、在日朝鮮人連盟宇部学院)が、さらに一九四七年には初等学校(たとえば、武庫朝鮮初等学校)と改組してゐる結果的にはこれがのちの団体等規制令による朝連解散にかかわらず生き残っていく担保になったといえる。一九四八年の、GHQによる日本人学校使用禁止令によって二校が立ち退きを余儀なくされ、これを契機に六校に統合された。一九四九年十月十九日、朝鮮学校にたいし改組通告、同年十一月一日に閉鎖命令書がだされるにおよび、強く抗議す

るたたかいが展開された。その要求は①朝鮮人学校を公立学校として使用すること②朝鮮人教員を採用することであった。これは十一月一日の文部次官通達の中で「分校を設けることは差し支えない」とあることに依拠していると思われる。朝鮮人児童は十一月二十四日以降、日本人学校にいったん収容されたが、十二月二日の騒ぎを引き金に、また校舎不足のため二部授業を行っているという「市の特殊事情」から同年五日、分校設置が全国にききかけて実現した。分校としての前は日朝双方に矛盾を内包した多難なものであったが、その途中、一九五七年、尼崎市教育表通達によって「分校就学の原則」が打ち出されたことは注目される。その背景には同年四月、尼崎朝鮮中級学校が創立されたことがある。ここでは公立中学校に分校をつくる発想は全くない。ちなみにこの中級学校へ通学しはじめることが、伊丹市立中学校の民族学校が消滅するきっかけになったことも考えられる一事である。一九六五年日韓条約の締結にともなうて、分校の存続が危やまれる状況が生じ、一方朝鮮人独自の教育をしたいという願望とがドッキングして同床異夢ながら自主校に移行したのである。これらを見るに節目節目に法制の枠内で(順法的に)民族教育が守りぬかれた反面、行政側からすれば朝鮮人を分離しようとする排外主義が貫徹されたということもできる。いま「共に生きる」時代に、それで果たしてよいのかという疑念が残る。

一九八八年五月十五日

李立三路線線變更以後の『東満 地方の闘争』

(一九三一……一九三三年)

金森襄作

一、まず、前回までの三回の報告「一九三〇……一九三一」の補強として、『郷村ソビエト』即ち『民族自決原則』を中共満州省委が、在満朝鮮人に提供することを約束したことが、朝中共産党の合同やその後の「間島地方」の朝鮮人の闘争の原動力になった事実に対する補充説明を行なった。

一九三〇年ばかりか、李立三路線變更後にも満州省委は「闘争高揚時」には、再三にわたってこの『民族自決原則』を提示しつづけたが、これは『満州』での運動に朝鮮人の存在とその活動力を抜きにして成立しえなかった事実を如実に物語っている。

二、李立三路線批判後も省内部では、右派と左派とに二分され、朝鮮人の多くは従来どりの極左路線を堅持していたが、やはり満州省委は彼らを排斥できなかった。

三、日帝の『満州侵略』に対して、満州省委はほとんど自前対備を行なった形跡はなく、また、侵略

開始直後の大社会不安は、闘争展開にとって有利な条件だとみなして、大々的な『秋期大闘争』展開を指令した。これに対して日帝が翌三二年四月から『掃蕩』作戦を実施したため、大きな打撃を受けながらも「盲動的殺人、放火、暴動」闘争は拡大していった。

『南満』のような反日民族統一戦線が形成されないままの朝鮮人だけの闘争激化は日帝の徹底した弾圧強化を招き、その結果、遊撃隊は次第に山間部に追いやられ、そこに『赤色ソビエト地区』を形成していく。それ故この解放区の形成は無条件に、肯定的な評価ばかり行なえず、その再検討がまたれよう。

四、これに対して、三三年に有名な『一月書翰』が出され、極左暴動批判が加えられた。しかし、翌三四年まで、この『ソビエト地区』持続闘争は朝鮮人によってつづけられていった。ここに、満州省委は「ソビエト」を形成したのは左翼路線であり、民生団の策動だと主張し、この時期から党内からの朝鮮人活動家の排斥を計っていくのであるが、このように、『ソビエト地区』問題と『民生団問題』とは、複雑な関連性を持ち、今後深く考察していかなければならないのである。

★新図書案内

古朝鮮	京畿	国史編纂委員会	86年12月	A5
発展途上地域日本語文献目録	アジア経済研究所	東京 同所	88年 1月	B5
済州島略史	金 泰能著	" 新幹社	88年 2月	A5
在日韓国人〔在日55 100 年史〕	金 相賢著	ソウル 海外橋胞問題研究所	82年	
朝鮮思想犯検学寓話集	池中世譯編	" 麗江出版社	86年 4月	
高等警察要史		" "	78年 9月	
禁止単行本目録1941年版	朝鮮総督府	" "	78年11月	
朝鮮社会運動取締法要義	中川 利吉著	" "	78年 9月	
朝鮮の独立思想及運動	朝鮮総督府	" "	86年 6月	
不穩刊行物記事輯録	"	" "	86年 6月	
朝鮮重大思想事件経過表	高等法院検事局思想部			
高等警察報〔第四～六号〕	朝鮮総督府警務局保安課			
朝鮮警察之概要 1925年	"	ソウル 江出版社	86年 6月	
左翼事件寛録 〔第一～十一卷〕	大檢察捜査局	" "		
間島小史〔1933年版〕	柳 光烈著	" "	86年 6月	
労働関係法令集〔1948年版〕	南朝鮮過渡政府労働部編	" "	86年 6月	

★研究会案内

・在日朝鮮人運動史研究会 第103回例会

日 時 1988年 7月10日 (日) 午後2時

テーマ GHQ押収文章のマイクロフィッシュから

報告者 藤井 幸之助

・朝鮮民族運動史研究会 第76回例会

日 時 1988年 7月17日 (日) 午後2時

テーマ 東北解放戦争と朝鮮

報告者 森川 展昭氏

・場所はいずれも青丘文庫にて